

令和 7 年 8 月 25 日

生産県配置団体代表 殿
各都道府県協議会・協会長 殿

一般社団法人全国配置薬協会
会 長 大北 正人
(押 印 省 略)

令和 6 年度医薬品販売制度実態把握調査結果について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より本会運営に格別のご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

平成 21 年度から実施されている医薬品販売制度の実態把握に係る令和 6 年度の調査結果について、令和 7 年 8 月 22 日付け医薬総発 0822 第 3 号及び医薬監麻発 0822 第 4 号で、厚生労働省医薬局総務課長並びに監視指導・麻薬対策課長から、当会会長あて別添写し①のとおり通知がありましたので、貴会会員へ周知するとともに、下記事項に留意し、引き続き、定期的に自己点検を行い、一般用医薬品販売制度の遵守徹底を図られるよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、当該調査結果については、同日付けで各都道府県衛生主管部（局）長等宛に、別添②のとおり通知があり、一層の販売制度の遵守徹底に向けた対応が依頼されていることを申し添えておきます。また、当該調査結果の詳細な報告書等については、厚生労働省のホームページ (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_62122.html) で公表されていますので、各協議会等でご確認いただくよう、お願いします。

記

令和 6 年度の調査結果の概要については、別添③のとおりであり、配置販売業者については、前年度調査に続き調査対象になっていませんが、今回の調査における指摘事項として、店舗販売においては、例年遵守率の低い「濫用等のおそれのある医薬品を複数購入しようとしたときの対応が適切であった」等の項目で改善が見られた一方で、依然として、「文書による情報提供の有無」、「情報提供された内容を理解したかどうか等の確認」をはじめとして、販売ルールを遵守していない薬局・店舗販売業が存在するため、更なる遵守率の向上に向けて販売ルールの徹底が必要とされています。

これを踏まえ、薬局開設者及び店舗販売業者等に対し、従事者に対する販売制度に関する研修等の徹底や、制度の遵守状況の自己点検の励行等を通じて、医薬品販売制度の遵守徹底を図るよう求められていますので、配置販売業においても、同様の指摘を受けることがないように、一般用医薬品の適正な販売の徹底に、ご尽力をお願いします。

《主な指摘事項》

- 1 濫用等のおそれのある医薬品を複数購入しようとしたときの対応
 - ・ 薬局及び店舗販売業の遵守率…令和 5 年度 80.9% → 令和 6 年度 88.4%
 - ・ インターネット販売の遵守率…令和 5 年度 82.1% → 令和 5 年度 81.0%

以上